

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 2 9 2 号)

平成 1 5 年 1 2 月 2 2 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年7月11日道戸土第55号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

- (1) 「道水路境界査定について（伺）（昭和54年度文書番号78号）」
の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (2) 「戸塚処理区吉田地区下水道整備工事（その11）しゅん功図」の
一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (3) 「昭和58年～64年に開示請求書に示した範囲で行われた道路境界
に関する工事に際して作成又は取得した道路図面」の非開示決定
に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「道水路境界査定について（伺）（昭和54年度文書番号78号）」において非開示とした情報のうち、承諾書に記録されている立会年月日及び承諾年月日については、これを開示すべきである。また、横浜市長が、「戸塚処理区吉田地区下水道整備工事（その11）しゅん功図」を一部開示とした決定及び「昭和58年～64年に開示請求書に示した範囲で行われた道路境界に係る工事に際して作成又は取得した道路図面」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「道水路境界査定について（伺）（昭和54年度文書番号78号）」（以下「文書1」という。）、「戸塚処理区吉田地区下水道整備工事（その11）しゅん功図」（以下「文書2」という。）及び「昭和58年～64年に開示請求書に示した範囲で行われた道路境界に係る工事に際して作成又は取得した道路図面」（以下「文書3」という。文書1から文書3までを総称して「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成14年6月24日付けで行った一部開示決定及び非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

文書1及び文書2については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであり、文書3については、条例第10条第2項に規定する「開示請求に係る行政文書を保有していないとき」に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

文書1に記録されている道水路境界調査を申請した個人及びその境界調査を承諾した個人の氏名・印影・住所、土地の所在、電話番号は、道水路境界調査を申請した又は、その境界調査を承諾した特定の個人を識別することができるものであるため、本号に該当し、非開示とした。

文書1に記録されている立会年月日は、登記簿に記載された情報と組み合わせることにより誰が立会いたかが明らかになるため、本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

文書2に記録されている法人の代表者印の印影については、開示することにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(3) 査定図の疑義について

和紙の境界査定図は大きさが53cm×84cmの図面であるが、図面が大きく材質も傷み易いため、40cm×50cmのマイラー2枚に分けて複写し閲覧に供している。複写する時にそれぞれの図面に 枚口 - 、 枚口 - の番号と整理番号・決裁年月日を記載し、 枚口 - の方に表題の「横浜市戸塚区吉田町918～1128～1264 - 1番地先」が入るようにしている。

横浜市には、当該図面についてはこれらの図面以外に別の境界調査図はない。

(4) 下水道工事しゅん功図の疑義について

開示当日に閲覧したものがしゅん功図の原本で、相手方に渡した写しは、当日にそれをコピーしたものである。なお、平成14年7月26日の再開示でご本人立会のもとで再度同じ物をコピーして図面の黄ばみ等が写らないことを確認していただいた。

(5) 工事関係書類の疑義について

占用企業者の工事関係文書については、既に廃棄済みとなっているが、別途、各占用企業者に当該場所の工事の有無について確認をしている。開示当日に話した内容については、占用企業者に工事の有無について聞き取りした内容をそのまま説明したものである。データの詳細な内容までは確認していなかった。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 査定図原本は閲覧なのに非開示部分が多くて、開示と言えない。氏名、住所、印影は仕方が無いとしても、せめて、立会年月日ぐらい開示されなければ、何の意味もない。

(2) 査定図原本を見たが、2～3ヶ所に疑義がある。14.6.3(月)戸塚土木事務所から提出されて見て、コピーをもらったものと違っている。

鉛筆書きで記入された図 と年月日(57-5、54.4.5)、 枚口 - の図 整理番号57-5と決裁年月日、S54年4月5日のゴム印(枠付)、及び表題の住所地番を示す文字(太字)の部分が記載されていない。

(3) マイラーの原本のコピーをもらったが、図 枚口 - というのを初めて見た。

和紙の原本と類似しているが、表題の下に鉛筆書きの図 と日付が原本同様に記載されているが、 枚口 - の位置に表題と鉛筆書きが記載されているものがある。複数の原本があると考えられる。

- (4) 下水道竣工図については原本をコピーしたものとして渡されたが、原本に比べきれいすぎる。
- (5) 工事関係書類については、ガスのみ口頭にて話を聞いたが、メモ的なものを見たが、工事の年と住人の氏名が合っていない。(当時は住んでいない。)
- (6) 処分理由説明書には「境界調査図を作成します。そして検査後、別途起案し報告します。」とあるが、これは立会者に渡していないと戸塚土木事務所が言っている。
- (7) 処分理由説明書には「和紙の境界調査図をマイラーに複写し閲覧しています。」とあるが、複数あって、それが合っていない。
- (8) 処分理由説明書には「設計図書の図面に工事しゅん功後すみやかに施工内容を記録したもので、工事の完成検査時に」とあるが、最近書き込んだもの。当初から記入されていたものとは思えない。
- (9) 処分理由説明書には「下水道整備工事のしゅん功時に提出されたものです。」とあるが、赤インクが20年間も劣化しないのか。
- (10) 処分理由説明書には「対象工事が無いため文書不存在としました。」とあるが、電柱、L字溝、縁石、杭、鋸等いろいろ行われている事実が隠されている。
- (11) 「道水路境界調査を申請した個人及びその境界調査を承諾した個人の氏名・印影」に関しては、隣の地主の立会いが私の関係土地には無かった。他の月日と他の番地を新しく追加記入したと見受けられる。
- (12) 処分理由説明書には「別の境界調査図はありません。」とあるが、図面 と業者名が入っていたり、抜けていたりするのは何故か。和紙の図面とマイラー図面が大きく合わない。
- (13) 処分理由説明書には「占用企業者に工事の有無について聞き取りした内容をそのまま説明したものです。データの詳細な内容までは確認していませんでした。」とあるが、工事が行われているのに、行われていないと言っている。電柱が20～30m移動しているのはどうしたのか。
- (14) 本件境界査定において、誰が立ち会ったのかを明らかにしてほしい。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

ア 文書1について

道水路境界査定（昭和54年当時の名称。現在は「道水路境界調査」という。）は、横浜市が管理している道路、河川、水路等とこれらに隣接する土地との境界を明らかにするために実施するものである。

横浜市においては、境界を確定したい者からの申請により、実施機関が申請者に代わって関係土地所有者に立会を求め、境界について当該関係土地所有者との協議が成立した場合には、承諾書に署名・押印をもらい、その後現地に境界標を設置し、道水路境界査定図を作成していることが認められる。

文書1は、昭和54年に、隣接土地所有者からの道水路境界調査（指示）申請及び横浜市下水道局長からの境界査定の依頼に基づいて行われた道水路境界査定（以下「本件境界査定」という。）に係る起案文書であり、起案表紙、起案本文、承諾書、道水路境界調査（指示）申請書、申請地周囲の地主名と現住所、委任状、境界査定について（依頼）、案内図、地権者名簿、周辺図、道路敷境界指示図・査定図、公図写等で構成されている。

イ 文書2について

本件境界査定は、土地所有者からの道水路境界調査（指示）申請に加え、横浜市が公共下水道整備工事を行うにあたり、道路と私有地との境界を確定する必要があることから、当該工事を所管する下水道局長の依頼を受けて行われたものであることが認められる。

文書2は、当該下水道整備工事に係るしゅん功図であり、工事の設計内容としゅん功内容の違いが判るように、設計図書の図面に、施工内容が重ねて記録されているものである。

ウ 文書3について

文書3は、昭和58年から昭和64年までの間に、申立人が開示請求書に示した範囲で行われた道路境界に関係する工事に際して、実施機関が作成又は取得した道路、下水道、河川等に関する工事・設計・施工関係書類である。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書 1 に記録されている個人の氏名、印影、住所、土地の所在（町字・地番）、電話番号、立会年月日及び承諾年月日等について、本号に該当するとして非開示としているので、以下検討する。

ウ 文書 1 のうち、起案表紙、道水路境界調査（指示）申請書及び委任状に記録されている本件境界査定の申請者及びその代理人である個人の氏名、印影、住所及び電話番号は、個人に関する情報であって、本件境界査定の申請者又はその代理人である特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

次に、文書 1 のうち、起案表紙及び関係土地所有者から提出された承諾書に記録されている承諾者（立会人）である個人の氏名、印影及び住所については、個人に関する情報であって、承諾者である特定の個人を識別することができるものであることから、また、当該個人が所有する土地の所在（町字・地番）については、登記簿等で閲覧可能な情報と照合することにより、承諾者である特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

しかし、起案表紙及び承諾書に記録されている立会年月日及び承諾年月日については、これを開示しても、特定の個人が識別されないことから、本号本文に該当しない。

また、文書 1 のうち、道水路境界調査（指示）申請書の添付書類及び境界査定について（依頼）に添付された地権者名簿に記録されている個人の住所、氏名及び所有土地の町名・地番、周辺図に記録されている特定の個人に関する記述並びに公図の写しに記録されている個人の住所及び氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

なお、上記において本号本文に該当するとした情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 4 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 4 号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書 2 に記録されている法人の代表者印の印影について、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 文書 2 に記録されている法人の代表者印の印影については、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして当該法人の財産の保護に支障を及ぼすおそれがあるこ

とから、本号に該当する。

(4) 境界査定図に関する疑義について

実施機関は本件処分において、和紙の境界査定図、和紙の境界査定図をマイラーに複写したもの、及び和紙の境界査定図をマイクロフィルムに撮影したものを開示している。

申立人は、文書1のうち境界査定図について、和紙の境界査定図とマイラーの境界査定図の記載内容が大きく合わず、複数の原本があると考えられると主張している。

実施機関の説明によれば、和紙の境界査定図（53cm×84cmの図面）は図面が大きく材質も傷み易いため、マイラー（40cm×50cm）2枚に分けて複写したうえで、当該マイラー図面を閲覧に供しており、複写の際には、それぞれの図面に 枚口 - 、 枚口 - の番号と整理番号・決裁年月日を記載し、 枚口 - の方に表題が入るようにするなど、閲覧者の利便性を考慮して加工を施していることが認められる。

当審査会が、和紙の境界査定図とマイラーの境界査定図を実際に比較見分したところ、このような加工部分を除き、記載されている内容に異なる点はみられなかった。なお、二つの図面を重ね合わせてみると、和紙の経年劣化が原因と考えられる程度の僅かな歪みはみられるものの、両者はほぼ一致することが認められた。

次に、マイクロフィルムの査定図を和紙の境界査定図と比較したところ、図面自体のサイズが異なることが認められたが、これは、和紙の査定図をマイクロフィルムのサイズに合わせて縮小撮影したことによるものであり、記載されている内容自体に異なる点はみられなかった。

また、申立人は、本件処分とは別の機会に、和紙の査定図の写しを土木事務所の職員から受け取っており、当該写しと本件処分において開示された和紙の査定図を重ね合わせると、道路一本分ずれてしまうことから、本件処分において開示された和紙の査定図とは別の境界査定図があるはずだと主張している。

しかし、実施機関が本件処分において開示した和紙の査定図には、年数の経過による多数のしわや折り目が認められ、このような状態の図面をそのまま複写機で複写した場合には、ある程度歪んだ状態で複写されるものと考えられることから、申立人が主張する道路一本分のずれも、このような理由によるものである可能性は否定できない。

以上の点を踏まえると、本件境界査定に係る査定図の原本は、実施機関が本件処

分において開示した和紙の境界査定図のみであり、マイラー及びマイクロフィルムの境界査定図は、原本である和紙の境界査定図を複写又は縮小撮影したものであると考えられることから、査定図に複数の原本があるとする申立人の主張には理由がない。

(5) 下水道工事しゅん功図の疑義について

申立人は、下水道工事しゅん功図に記録されている文字の筆跡や赤インクの色が新しいことなどから、これらの情報は、工事の完成検査時ではなく最近書き込まれたものであると主張している。

当該しゅん功図に記録されている情報が、工事の完成検査時ではなく最近書き込まれたものであるか否かは不明であるが、実施機関は、本件請求に対し、保存されていた下水道工事しゅん功図をそのままの状態の一部開示としたものであるから、申立人の主張には理由がない。

(6) 文書3の不存在について

本件請求において、申立人は、開示請求書に「昭和58年～64年道路境界に関する工事に際して作成または取得した道路図面」と記載し、当該請求書に添付した境界査定図（以下「別紙査定図」という。）において、請求の対象範囲を指定していることが認められる。

当該請求に対し、実施機関は不存在非開示の決定をしているが、申立人は、電柱、L字溝、縁石、杭、鋳等いろいろ行われている事実が隠されているとし、申立人が求める文書が存在するはずであると主張している。

この点について、実施機関は、昭和58年から昭和64年までの間に、申立人が別紙査定図で指定した範囲において行われた工事について、存在する文書について調査したが、対象工事がないたため、文書3については不存在としたと主張している。

そこで、当審査会では、申立人が主張する工事の実施の有無及び当該工事に係る文書の有無について調査するため、土地使用承諾書索引簿（昭和58年1月から平成元年12月まで）、開発・宅造・自費工事受付箇所図（昭和62年4月から平成元年12月まで）、公共下水道施設築造工事承認台帳（昭和62年4月から平成元年12月まで）、下水・自費工事受付台帳（昭和62年4月から平成元年12月まで）、工事台帳（昭和58年4月から平成元年12月まで）及び管理引継図書索引図（昭和58年1月から平成元年12月まで）についての見分を行った。

その結果、現存するこれらの文書からは、昭和58年から昭和64年までの間に、申

立人が別紙査定図で指定した範囲で工事が行われたこと、及び当該工事に関する文書が存在することを示す記録を認めることはできず、当審査会としては、申立人が主張する工事に関する文書が存在するとの確証を得ることはできなかった。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書に記録されている立会年月日及び承諾年月日を非開示とした決定は妥当ではなく、これを開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第2号及び第4号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

また、実施機関が、文書3について、条例第10条第2項に規定する「開示請求に係る行政文書を保有していないとき」に該当するため非開示とした決定は妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年9月5日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成14年9月27日 (第279回審査会)	・諮問の報告
平成14年10月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年9月5日 (第19回第一部会)	・審議
平成15年10月3日 (第21回第一部会)	・審議
平成15年10月31日 (第22回第一部会)	・異議申立人の意見陳述
平成15年11月7日 (第23回第一部会)	・実施機関からの事情聴取 ・審議
平成15年11月21日 (第24回第一部会)	・審議
平成15年12月5日 (第25回第一部会)	・審議